

公認心理師（国資格案） と 医師による指示

1

By 緊ブロ

<http://kokoroshikaku.cocolog-nifty.com/kinkyu/>

公認心理師（国資格）の法案骨子

- ▶ 「公認心理師（国資格）」に関する法案の国会審議がいよいよ始まります
- ▶ 「公認心理師」の概要
 - * 汎用資格（どこでも国民が利用できる）
 - * 大学院修了後の資格試験受験資格（学部卒の研修後也可）
 - * 主治医の指示

（すべての分野で）
主治医の指示を受けるという案

大問題

すべての分野で主治医の指示？

- ▶ 医療機関で医師の指示で「公認心理師」が働くのは当然のこと
(資格法に記載されなくてもそうなります)

しかし

- ▶ 学校や職場、福祉、司法・矯正、地域その他のすべての場で、主治の医師の指示を受けなければならないという規定は問題です

すべての分野で主治医の指示下となると・・・

- ①国民が心理サービスを身近に利用できなくなります
- ②災害など緊急時に心理サービスを受けられない国民が出ます
- ③国民の自己決定権をおびやかします
- ④心理学に基づく心理サービスの自由を奪います
- ⑤海外標準の心理学資格とは全く異なったものになります
- ⑥主治医に医療以外での指示という責任とリスクを負わせます
- ⑦いわゆる「社会の医療化」が進み医療費の増大を招きます

これは
問題

①国民が心理サービスを身近に利用できなくなります

- 中学校のスクールカウンセラーは主治医の指示が必要となると、通院中の生徒が、主治医の意見とは異なることを相談したいと思っても、相談できなくなります
- 精神科通院中の社員が、病気とは関係なく家族との関係について、会社のカウンセラーと相談しようと思ったのに、通院先主治医の指示を必要とするのでしょうか？
- 自殺予防のための地域向けの研修会を心理学の考え方に基づいて計画しているのに、その中に通院中の人がいるからといって、医師の指示を受けなければならないのでしょうか？

心理師の活動は、病気かどうかとは関係なく、国民の生活に密着したところで、必要としている声に身近に寄りそい行われます

これは
おかしい

安易に心理師を医師の指示下とすると、国民の生活から心理師が遠ざかり、国民の心理サービスへの利用権を奪います

②災害など緊急時に心理サービスを受けられない国民が出ます

- ▶ 災害の支援において、通院中の人で心理サービスが必要な人に、主治医の指示がないからと、心理サービスが行えないという事態が起こりかねません
- ▶ 学校のスクールカウンセラーが、いじめの被害者に緊急で支援をする必要があるのに、通院先の主治医に連絡が取れないために、ほっておいてよいのでしょうか？
- ▶ クリニックで夕方や週末は主治医に連絡が取れない時があります。夕方や週末に緊急の対応が必要となった時に、通院中の人には何もかわりができないのでしょうか？
- ▶ 通院していたばかりに緊急の心理サービスを受けられないのはおかしい

緊急の時ほど支援が必要なのに

災害や緊急時に、心理的応急処置を行うのも、心理師にとって重要な役割です。主治医の指示待ちでは、目の前で必要な対応ができません。

医療提供施設ならば、常に医師の指示を受けることが可能です。地域の場合で主治医の指示を受けながら対応することは不可能です。現場を混乱させます。

③国民の自己決定権をおびやかします

- ▶ 主治医に感謝しながらも、この治療でよいか迷い、ようやく学校や職場で、心理士に相談したというクライアントもたくさんいます
- ▶ そのような繊細な気持ちに寄りそい、どのようにしていけばよいか一緒に考えるのが心理師の役割です
- ▶ がんばってせっかく相談したのに、その心理師が主治医の指示を受けなければ相談を受けられないということがあってよいのでしょうか？

医療による
囲い込み？

心理師は、治療を受けている人に会う場合も、その人の心の深い部分に寄り添い、どうしていくとよいかを丁寧に話し合い、本人の自己決定を支援します

心理師を主治医の指示下とすると、国民が自己決定する場やその権利を奪う危険性さえ出てきます。医療を受けたらどこまでもその枠から自由になれないのでしょうか？

④心理学に基づく心理サービスの自由を奪います

- ▶ 心理師の活動は、心理学に基づいた活動です
- ▶ 心理学によって積み上げられた知見や経験を国民が享受し、その苦痛を和らげ幸福を追求することを目指します
- ▶ 精神科に通院している患者からの法律相談が多いからと言って、法律家を医師の指示下で活動する資格にしようという国民はひとりもいないでしょう
- ▶ それは、法律家は法学に基づいた専門職だからです
福祉職も医療と密接に連携しますが、医師の指示下の資格ではありません。それは、福祉職は福祉学に基づく専門職だからです

医学が、
心理学
を指
示・・・
？

心理学の知識や経験に基づいた心理サービスを、国民が自由に受けられる環境が必要です。それに反対する国民はいるのでしょうか？

法学、教育学、福祉学と同じく、心理学に基づく資格を確立させるべきです。医師の指示という傘を資格全体にかぶせることは、他の学問と同じく不自然です

⑤ 海外標準の心理学資格とは全く異なったものになります

- ▶ 海外標準の心理学資格は、もちろん心理学に基づいた資格です
- ▶ 質を上げるために、大学院修了を条件としているところもあります
- ▶ 養成カリキュラムももちろん心理学を中心としたものです
- ▶ 医療との連携はもちろん重視されますが、心理学としての専門性を確立した資格として、連携を模索するということです
- ▶ 医療機関外のすべてに主治医の指示という傘がかかる心理師資格は海外ではありません

海外と
同程度
の
サービ
スを！

海外標準になるべく近づけた心理師資格を作り、国民が質の高いサービスを受けられる環境を整備することが強く求められます

グローバル社会において、国際標準とは大きくかけ離れる心理学の独自性を重んじない医師指示下資格は、不自然であり時代錯誤のものです

⑥主治医に医療以外での指示という責任とリスクを負わせます

- 医療機関以外での情報を十分に持っていない主治医に、指示をする責任を負わせると、医師が誤った判断をするリスクが高まります
- 医療現場とは離れたコミュニティでの心理士の活動について医師が指示するというプレッシャーにより、主治医が何でも医療で解決しなければと考えた例えば薬の多剤使用に追い込まれるといったリスクが発生します
- コミュニティケアチームは、主治医もチームの一員ですが、主治医の指示下でチームが動くわけではありません。専門職がそれぞれの専門性を発揮するチームです。心理師だけ主治医の指示下とするのは現場を知らない空論です

ただでさえ
忙しい医師
が過労で倒
れる

医師が心理師に指示する範囲を、医療機関に限定することで、医師の活動の質を高め、正しい判断が国民に行われる可能性を増します

医師が心理師に指示する分野を医療機関以外に広げ、コミュニティのあらゆる心理士の活動に医師の判断と指示を届かせるということが可能なのでしょうか？

⑦いわゆる「社会の医療化」が進み医療費の増大を招きます

- 3万人以上（予想）の心理師がかかわる通院中のクライアントの数は膨大です。それらすべてに一律に主治医の指示下とするならば、その分医師の業務が増え、そのコストが増大します
- 医師のコストの増大は、医療費の増加につながります
- 主治医の指示範囲が広がることで、あらゆることを医療で対応するという風潮を助長し、必要のない治療が行われるリスクが増します
- 主治医の指示の傘を広げることで、医療費が増える可能性が増します

無駄な出
費は
厳しく
チェック

医師が心理師に指示する範囲を医療機関に限定して、何の問題も発生しません。医療内のチームをより充実させることにつながります

医療機関以外の地域での心理師の活動も医師の指示とすると、何でもかんでも医学モデルで解釈し対処する傾向を助長し、医療費増入院増のリスクが増します

つまり、
心理師資格に医師の指示という傘をかぶせると

- 国民が利用しにくくなり、
- 国民の自己決定権をせばめ、
- 緊急時の心理サービスを国民が受けられなくなり、
- 心理学の知見が国民に伝わりにくくなり、
- 海外ではあたり前のサービスが受けられなくなり、
- 医師の負担が増し、
- 過剰な医療が行われ財政が悪化する

何ひとつよいことはありません！

ですから、
主治医の指示は、医療提供施設内の心理師に限定すべきです

そうすれば

- ▶ 国民が心理師のサービスを利用しやすくなり、
- ▶ 心理学の独自性を国民は享受でき、
- ▶ 必要な場で必要に応じて医療とも連携し、
- ▶ 海外標準と遜色ないサービスを受けられます

そして

- ▶ 医師に不要で不自然なリスクを負わせないで済み、
- ▶ 医療費の増大をより助長せずむしろ削減にむけて心理師が貢献できます

国民のための心理師（国資格）を！

14

必要な条件

- ①国民がどこでも身近で利用できる（汎用資格）
- ②質の高さの保証
(大学院修了、または学部卒後大学院と同等の研修)
- ③医療機関では主治医の指示下
(学問の専門性の確保と適切な連携)

すべての分野で主治医の指示では、
国民が安心して相談できません

By 緊ブロ

<http://kokoroshikaku.cocolog-nifty.com/kinkyu/>

